

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び
具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（住民参加部会）

- 1 第4回住民参加部会（2003.4.18開催）以降、提出された意見 …………… 2
- 2 第4回住民参加部会（2003.4.18開催）までに提出された意見 …………… 10
- 提出意見内容：4と同じ（ただし、説明資料（第1稿）検討の論点に関する意見を含む）
- 3 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）までに提出された意見 …………… 13
- 提出意見内容：4と同じ
- 4 第2回住民参加部会（2003.3.27開催）までに提出された意見 …………… 22

○提出意見内容

下記の分担に従い、説明資料（第1稿）に対する「この事項、内容について、このような記述追加または検討が必要」「このように変更した方が良い」などの意見を提出頂いた。

担当以外の部分についても意見があれば提出いただく。

<意見提出分担>

- 計画策定・推進 (p.3～ 4.1 及び 5.1) : 全ての委員
- 河川環境 (p.4～ 4.2 及び 5.2) : 松本委員、塚本委員、小竹委員、本多委員
- 治水・防災 (p.11～ 4.3 及び 5.3) : 畑委員、川上委員、本多委員
- 利水 (p.22～ 4.4 及び 5.4) : 荻野委員、寺田委員、本多委員
- 利用 (p.23～ 4.5 及び 5.5) : 山村委員、村上委員、米山委員、本多委員
- ダム (p.26～ 4.6 及び 5.6) : 田中（真）委員、本多委員、藤井委員

1 第4回住民参加部会（2003.4.18開催）以降、提出された意見

送信者：	川上委員（住民参加部会）
------	--------------

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ 2 淀川部会（020514版）4-5市民参加等による新しい河川管理の導入」を河川整備計画原案に十分反映していただきたく、中間とりまとめの当該部分にその後の検討を加筆して再提出します。

淀川水系流域委員会中間とりまとめ II—2 淀川部会（020514版）4-5抜粋+加筆
（中間とりまとめからの修正箇所をゴシック+下線で示しています。）

4-5 市民参加等による新しい河川管理の導入

（1）河川レンジャー（仮称）流域センター（仮称）の設置検討（以下（仮称）省略）

流域管理のための多目的かつ多機能なソフト事業のあり方として、河川レンジャー、河川流域センターを整備する。これらの内容については、当委員会の委員等によって構成される（仮称）河川レンジャー・流域センター設置検討委員会によって検討し、早期に実現することが望まれる。

1）河川レンジャー制度創設について

河川レンジャー制度創設の意義

明治維新以降、河川の管理は専ら河川管理者（国・自治体）が行ってきた。これにより、治水・利水を重点として全国の河川が整備され、災害防止、産業や都市基盤としての水資源確保などが進み、国民の生活はかなり安全かつ豊かになった。一方、治水・利水に偏った河川整備は人々を川から遠ざける結果となり、また、近年の水害の減少傾向や高水敷のスポーツ利用の日常化などにより、住民の水害に対する認識は希薄化した。しかし、都市化の進展に伴う流域の改変による都市型災害や近年各地で頻発している局地的集中豪雨による不測の水害の発生に対する備えはハード面、ソフト面ともいまだ万全とは言えない。

平成9年の河川法改正により、治水・利水に加え、「河川環境の整備と保全」が位置付けられるとともに、河川整備計画策定に地域住民等の意見を反映する手続きが法制化された。これにより地域と連携し、地域の意見を活かした河川整備を推進することとなった。

近年、流域等の単位で地域住民等により、河川の環境保全活動、水質保全、水源の涵養、河川美化、学校教育を含めた学習活動などが活発化しつつあり、これらの活動に対する社会的期待や評価も高まっている。河川とのふれあいを通じ、地域の自然、社会、くらしをそれぞれの立場から見つめ、新たなコミュニケーションを形成し、協調・連携することにより、よりよい環境づくりや地域の活性化が図られつつある。このような地域の活動を積極的に支援するとともに今後の河川管理に活用して行くことが必要である。

河川審議会は、21世紀の河川整備のめざすべき目標を次のように掲げた。

- 1）日常的危機管理対応型社会
- 2）地域住民の主体的な参加の促進・参加機会の創出
- 3）水循環型社会

- 4) 自然共生型社会
- 5) 地域個性発揮型社会

水害防止の役割は、従来より、行政と、歴史的に継承されてきた地縁的な水防・防災組織である水防団（地域の公）とが共同して担ってきたが、水防団員の高齢化、サラリーマン兼業化、後継者難等により「いざ」というときの防災・減災対策のための十分な体制や即応体制がとりにくくなってきている。このようななかで、今後のあり方として、個々の住民の意識高揚と役割分担、自主防災組織の構築やボランティアの連携などが必要と思われるが、現実的には社会の変化により、これら地縁的組織への帰属を進めることは困難である。

このような状況においては、本来河川管理者が責任を持たざるを得ないものはともかく、河川管理上の役割の一部（後述）を地域固有の情報や知識に精通した市民団体等が河川レンジャーとして分担することにより、新たな河川管理を実現できるものとする。河川レンジャーの身分は、その任務の公的性格から、しかるべき法制度に位置付けられ、それに基づく権限と報酬の付与を図る必要がある。

ちなみに、地域固有の情報や知識とは次に掲げる様なものを指す。

- 1) 活動地域における土地勘
- 2) 特定の活動現場に関する現況や変遷
- 3) 地域の自然、歴史、文化等に関する知識
- 4) 行政とは異なった視点からの問題意識
- 5) 地域のきめ細かいニーズ
- 6) 地域の人脈・ネットワークなど

さらに、河川レンジャーの重要な役割のひとつとして、川に学ぶ社会の構築についての実践活動を期待したい。川や水に親しむとともに川の恐ろしさを知り、様々な局面における川との付き合い方を考え、学ぶことにより、より深く、広く自然界における川の役割とその大切さを理解することができ、川の本来のあるべき姿を考え、活用する方向と術が見えてくるようになる。とりわけ、優れたインタープリターとしての河川レンジャーから、子どもや青少年が「河川という大自然」への理解（畏敬と恐怖）を学ぶことができれば、将来自然や環境に対して責任ある行動ができる心身ともに健全な社会人が育成できるであろう。河川審議会は、その答申のなかで次のような目標を掲げた。

「川に学ぶ」社会の構築

- 1) 人々の関心を高める魅力ある川の実現
- 2) 正しく広範な知識・情報の提供
- 3) 川に学ぶ機会の提供
- 4) 川にかかわる主体的・継続的活動
 - ・住民・コミュニティによる日常的河川管理、洪水時の危機管理、地域社会としての教育活動の実施。
 - ・インタープリター・コーディネーターなどの人材の育成
 - ・学校教育と連携した川に学ぶ機会の提供
 - ・NPOを主体とした流域センターの設立などNPO活動への支援
 - ・川での活動の事故に対応できる保険制度の導入・整備

ただし、市民団体等と行政は、組織の目的、内容及び責任のあり方が異なる。この両者

が互いにその特徴を最大限に活かし、効果的な活動成果を生み出せるよう、予めそれぞれの役割分担を明確にし、双方が責任をもってその役割を果たすことを基本とすべきである。

また、水防団、土地改良区、漁業協同組合など、従来から河川に深く関わり活動している、地域の川に関わる団体が多数存在している。地域共有の公共財産である川をよりよいものにしていくためにはこうした団体との連携も重要であり、相互理解が図られるようそれぞれが努力して行くべきである。

河川レンジャー制度が創設されたときには、その機能・役割・組織・管理体制などを、河川管理者、水防管理者、水防団、地方自治体、町内会・自治会、企業内防災組織などに周知し、その緊密な情報交流と連携を図ることが必要である。

河川レンジャーの役割・機能

河川レンジャーの役割・機能として次に掲げるようなものを提案する。

・ 防災・救援・救難

- 1) 流域住民自らによるソフト的治水対策
- 2) 水防団活動の補完・連携・支援
- 3) 情報提供・伝達の拠点
 - ・ハザードマップや防災知識の周知
- 4) 住民意見や情報の収集・発信
- 5) 災害発生時のボランティア受付、人的交通整理など
- 6) 災害発生時の避難誘導

・ 川の環境保全について

- 1) 水質調査(の支援)
- 2) 動・植物の保護
- 3) 環境学習の推進
- 4) 調査・研究

・ 日常的河川管理について

- 1) 河川巡視
 - 2) ゴミ清掃・不法投棄監視
 - 3) 河川敷・水面利用などの適正管理
 - 4) 河川敷の自然管理・保護
 - ・自然配慮型草刈りの指導
 - 5) 情報発・受信の拠点
- ・ 川に学ぶ指導者として～活動の推進
- 1) 体験学習の実施(特に安全確保)
 - 2) 環境教育の実施
 - 3) 青少年健全育成(生き抜く力)
 - 4) 子どものたまり場(水辺の楽校・学校5日制の受け皿)

・ 河川行政と地域・住民・NPOとのコーディネート

- 1) 住民参加の促進
 - 2) 河川行政への一般意見聴取と反映のための役割
- ・ 川づくり・まちづくり参画・支援など

- . 川の人材育成について
- 1) 川のNPOの育成
- 2) 川の味方・理解者の育成
- 3) 未来の水や河川の研究者の人材育成
- 4) 未来の河川管理者・水防団員の人材育成
- 5) 未来の河川レンジャーの人材育成

河川レンジャーの養成と処遇について

河川レンジャーの養成と処遇について検討すべき事項は次の通りである。検討は、学識経験者、NPO、地域住民、河川管理者などによって構成される（仮称）河川レンジャー設置検討協議会によって行われるべきである。

- . 能力判定（経歴・実績・熱意・能力～調整能力、指導能力、危機対応能力、健康状態、体力など）
- . 権限の付与
 - ・管理法制に基づく設置と指導、通報、禁止、取締の権限
- . 研修
 - ・ 研修カリキュラムの例
 - ・ 川という自然の理解・川と人、社会、文化の関わり・川の歴史・水の知識・川の構造・河川法体系・河川行政・河川環境・生態・植生・治水・防災・利水・水質・利用・河川工学・気候気象・廃棄物・安全確保・野外体験活動の基礎技術・野外体験活動の指導法・救急救命法など
 - ・ 研修期間：6ヶ月から1年間
 - ・ 講師 学識経験者 河川管理者 自治体 消防 警察 NPOなど

iv 任期：2年程度（再任可）

- . 処遇
 - ・ 職種（分限）嘱託公務員？
 - ・ 報酬
- . 保険制度（河川レンジャーの安全担保）
- . 勤務時間（洪水（警報）・発災時には24時間対応も）

河川レンジャーとして望ましい人間像

- ・ 自然を愛する人・子どもが好きな人・話しが上手な人・明るく行動力のある人
- ・ 川や環境に関わるNPOとして実績ある人 NPO活動との兼務を可とする。
- ・ 専門的分野の経験や知識のある人
- ・ 河川に対する関心が高く知識豊富な住民
- ・ 川での体験を伝えることのできる人
- ・ 青少年指導などの経験があり次のような能力のある地域の若者など
 - ・ 責任感・判断力・決断力・洞察力・想像力・構想力・統率力・説得力・行動力・危険、緊急時対応能力など
- ・ 第一線をリタイヤした、川を熟知した人（河川管理者OBを含む）

2) 流域センター制度の創設について

流域センター創設の意義

一旦途切れた地域と河川の関係を再構築するためには、地域住民が河川を自分たちのも

のとして考え、主体的に行動するとともに河川管理者は地域住民と共同して活動を展開することが必要である。

そして、今後、個性豊かな自立型地域社会の形成を進めるためには、河川管理、河川整備、川を核としたまちづくりなどへの住民・NPOなど多様な主体の幅広い参画や連携が不可欠である。近年地域が主体となってその特性を活かしつつ個性的で魅力的な地域づくりを進める気運が高まっている。このため、地域は行政に依存し、保護されてきた体制を改め、権限と責任を持ち自立し、主体的判断に基づいてさまざまに活動しようとしている。また、地域の自立のために、自己の責任に裏打ちされた判断・行動により地域の課題を解決して行こうとする考えが普遍的になってきている。このため、地域がまちづくりや河川管理等のマネジメントに参画するシステムや「場」が必要となっている。

このような観点から、地域住民がより積極的に河川に関わる活動を展開できる環境を整備することが必要であり、ここにその拠点として「流域センター」の創設を提案する。ここに述べる「流域センター」は、河川流域のコーディネーターでありインタープリターでもある河川レンジャーの拠点であり、以下に掲げる多様な機能を有する活動の拠点として、流域の新たな河川管理の「核」をなすものである。

流域センターの概要

- ・ 河川レンジャー活動の拠点
- ・ 上下流交流・連携推進の活動拠点
 - ・ 各地の流域センターをつなぐ
- ・ 水害に弱い地域に優先的に設置
 - ・ 救援・救難・避難の拠点・連絡中継地
 - ・ 災害発生時のボランティア受付、人的交通整理の拠点
 - ・ 防災資材倉庫
 - ・ 遊休施設の活用も検討
- ・ 構成
 - ・ 流域センター本部（例：琵琶湖・淀川水系流域センター本部）
 - ・ 流域センター支部（例：木津川流域センター）
- ・ リバーミュージアムに（を）併設
 - ・ 当面、琵琶湖・淀川水系の流域毎にそれぞれ1ヶ所設置
 - ・ 歴史・文化・環境に関する情報の提供
 - ・ 画像情報や体験型の情報提供
 - ・ 河川工学、伝統工法などの紹介と青少年への伝承
- ・ 河川に関する研究機能を付加
 - ・ 河川レンジャー、流域住民と研究者とが一緒に研究を行える場
- ・ 合意形成の場としての活用
 - ・ 従来陥りがちであった行政対住民の対立、住民対住民の対立を、今後は情報の共有化や相互理解のための話し合いの場を通して改善していかなければならない。
 - ・ 「流域センター」は、住民の多様なニーズを、流域整備の変革の理念をふまえて利害調整し、相互理解や緩やかな住民合意を醸成できるよう努める。

・河川管理・整備に関する日頃からの一般意見聴取・反映のための拠点として機能。

資金（建設・運営）

- ・国庫
- ・基金
- ・業務委託（河川管理者、自治体）
- ・河川整備基金
- ・寄付（企業など）
- ・その他

運営

- ・運営システム～官設民営／パートナーシップ／運営委員会
- ・専従者
- ・人数～2～3名／1ヶ所（規模と担当流域による）
- ・ボランティア

管理・監督

- ・設置・運営規則による。

先行・類似の参考事例

- 1) 二ヶ領せせらぎ館（多摩川・京浜工事事務所＋川崎市）
 - ・多摩川 [リバーミュージアム](#) 構想の運営拠点・運営委員会
- 2) 荒川知水資料館アモア（荒川下流工事事務所＋東京都北区）
 - ・よりよい荒川づくりを考える活動の拠点
 - ・地域のコミュニケーションセンター
- 3) (構想) 多摩川、鶴見川、相模川流域活動センター（京浜工事事務所＋流域交流懇話会）
- 4) 真岡自然教育センター（真岡市教育委員会）
- 5) さいたま川の博物館（埼玉県＋東京都）
- 6) 豊田市矢作川研究所（豊田市）
- 7) 十勝川インフォメーションセンター（北海道開発局帯広開発建設部治水課）
- 8) [リバーパル五ヶ瀬川（九州地方整備局延岡河川事務所）](#)
 - ・官設／民営
 - ・NPO法人五ヶ瀬川流域ネットワーク

市民運動 かくありたい!

起案 川上 聡

1. 原則

- (1) 公正であること。(誰が見ても目的が正しく、方法が間違っていないこと。)
- (2) 公平であること。
- (3) 中立であること。(特定の考えや立場に片寄らない。)

2. あり方

- (1) 運動の目的と方法が社会的な意義のあるとりくみであること。
- (2) 運営が民主的であること。
- (3) 政治的活動をしない。
- (4) 営利活動をしない。
- (5) 自主、自立、自治、をもって旨とする。
- (6) 経営的にも自主独立をめざす。
- (7) 取り組みに先見性があること。(時代より一歩先んじる考え方、行動を行う。)
- (8) 行政より一歩先を行く考え方で提案する。
- (9) 行政、政治家、政治団体に媚びへつらったり、甘えたりしない。
- (10) 行政、政治家、政治団体の力に頼らず、「節度」あるつきあいをする。
- (11) いたずらに攻撃的にならず、協調の精神で臨む。
- (12) 相手が誰であっても、常にその人の立場を考えた言動や行動をする。
- (13) 性急に結論を求めない。
- (14) 謙虚であること。(他人の意見をよく聞く。奢らない。)
- (15) 報酬や対価を求めない。
- (16) 現状に甘んじない。
- (17) 無理をしない。(個人、団体ともに、好い加減にやる。)
- (18) 常に余裕をもってものごとに当たる。
- (19) 他の地域の市民団体と交流し、学び、広める。
- (20) あくまで反対を貫くときは対案を用意して臨む。

3. ルール

- (1) 自分の考えを他人に押しつけない。(独善的な言動や行動を慎む。)
- (2) 個人で独走しない。
- (3) 仲間の悪口は言わない。
- (4) 差別しない。
- (5) 親しき中にも礼儀あり。

4. 方法

- (1) 共働し、共に汗を流す。
- (2) できるひとが、できることを、できるときに、できるだけやるようにする。
- (3) できるだけ愉しくやる。
- (4) 若い人を仲間に入れ一緒にやる。

5. 討議の原則とルール（全国水環境交流会より）

(1) 3つの原則

- 1) 自由な発言
- 2) 徹底した論議
- 3) 合意の形成

(2) 7つのルール

- 1) 参加者は自由な一市民として発言する。
- 2) 参加者個人の見解は所属団体の公式見解としない。
- 3) 特定個人・団体のつるしあげは行わない。
- 4) 議論はフェアプレイの精神で行う。
- 5) 議論を進めるに当たっては、実証的なデータを尊重する。
- 6) 問題の所在を明確にした上で、合意をめざす。
- 7) 現在係争中の問題は、客観的な立場で事例として扱う。

2 第4回住民参加部会（2003.4.18開催）までに提出された意見

送信者：	藤井委員（住民参加部会）
------	--------------

資料2 - 1

（2）環境分野

琵琶湖周辺で、産・官・学・民連携成功事例の一つに「豊穰の郷 赤野井湾流域協議会」がある。

住民との連携、情報、環境学習等の具体的カタチが見られるはず。

新たな協議会を創設するのではなく、住民イニシアティブの既存の組織を自治体・関係省庁がどうサポートできるのかという主・従（サポート）の関係性を明確にした既存組織を生かす方策にすべきである。

（6）ダム

対象地域の sustainable design ともいべき食べていける経済構造の議論を並行して行う必要がある。たとえば、バイオマスの供給源と明確に本質エネルギーの位置づけをし、森林の多面的機能に着目し、経済的に成りたつしくみ、など。

送信者：	松本委員（住民参加部会）
------	--------------

1 . P.4 4 - 2 河川環境 最後に追加

その際，地域住民・団体の計画段階からの意見反映及び協同を可能な限り考慮する。

（時間の関係で表現がこの内容でよいか，この箇所に入れるのが 最適か等十分には検討できていません）

2 . P.12

5 . 3 . 1 洪水 洪水情報伝達 ・自治体への支援 地域防災計画への反映

<留意点>

ここでのハザードマップについては、破堤時と越水時の浸水範囲・状況を分けて知らせる必要があります。

送信者：	米山委員（住民参加部会）
------	--------------

4.5.1 水面

4.5.2 河川敷

4.5.3 舟運 について、順不同

- 1 水上オートバイ、プレジャーボートの規制を強化することです。
- 2 河川敷については、長期的には堤内に出すとしても、現状では市民のグラウンドその他の利用の要求に応じてゆくことが重要です。
- 3 ホームレスの滞留などに確実な対策を関係機関・部局と共働して確立する必要があります。
- 4 舟運の復活は望ましいことです。閘門の活用もふくめて検討を望みます。

3 第3回住民参加部会（2003.4.11開催）までに提出された意見

送信者：	川上委員（住民参加部会）
------	--------------

河川法の矛盾

河川整備基本方針を審議する社会資本整備審議会、もしくは河川審議会（都道府県）は学識者等で構成され、住民参加が認められていない。

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

流域と河川の概要

河川の総合的な保全と利用に関する基本事項

基本高水並びにその河道および洪水調節施設への配分に関する事項

2. 河川整備の基本となるべき事項

主要な地点における計画高水流量に関する事項

主要な地点における計画高水流量および計画横断形状に関わる川幅に関する事項

主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

過大又は過少との議論に住民の意見を反映する余地がない

過大な高水流量 過大な治水対策

過少な高水流量 超過洪水のリスク

送信者：	小竹委員（住民参加部会）
------	--------------

提言

住民の参加を目標にして審議を推める場合に、お互いの信頼と努力・話し合いが必要で一朝一夕に物事がおさまるものでない。

そのためにも年余に渡る平素の人的交流、異業種交流の場がなければならない。

委員もそれぞれ精通した地域を担当して進めるべきだと考えるが、お互いの合意にはむづかしさを感じる。

提案

淀川下流の河口～毛馬大堰を対象とした汽水域で大阪湾の矢倉海岸・神崎川那部河口から毛馬大堰、鳥飼大橋、城北公園にまたがる地域で大阪市西淀川区、淀川区、東淀川区の右岸をモデルとして提案してみる。

人口は約 50万人であり、大変でもあるが、先ずあげるのが淀川レンジャーであり、それに供なう地域流域センター設立の計画準備実行案である。つづくのが防災、高水敷の利用、スポーツ施設の問題である。

[淀川（防災）レンジャーを立ち上げるにあたって住民参加のありかた（治山、治水、利用、ダム環境委員会とも重なる）]

関係団体、自治体、行政、他省庁との連携を汽水域を中心に実行案として述べてみる。

シンポジウムの対象にA～Iがある。

- A 国土交通省、環境庁、文部科学省、厚生労働省、農水省、総務省、自治省、自衛隊、大阪府警
- B 大阪府・大阪市各部局、教育委員会、西淀川・淀川・東淀川・城東・旭・都島・大淀・福島・北・西
中央・此花・港区役所、学校関係、高・中・小・幼・予備校
- C 消防、救急、病院、診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、保健所
- D 民間団体、会社
関西電力、大阪ガス、上下水道、武田薬品、藤沢薬品、田辺製薬
- E 交通関係
JR西日本・東海・貨物、阪急・阪神・近鉄、地下鉄（市）交通局、道路公団、バス・タクシー協会、物流・宅配、郵政公社
- F 報道、新聞、通信、電話、衛星関係、テレビ・ラジオ
- G 住民、商店街、婦人部、社会福祉協議会、飲食組合
- H ザ・淀川（公報）9万部 36万部 = 45万部
コミュニティ誌約30頁字、各世代に無料で配布
- I その他
花火大会（60万人）、イベント、凧あげ、模型飛行機、つり

平素から以上A B C D E F G H Iグループとの話し合いが大切で、理解、了解、説明、説得、通達と相互の協力が必要である。又イベント等の開催を通しての友情・友愛殊に信頼である。これらがハザードマップ、避難誘導、防犯、事故防止対策、清掃活動、非常物資の揚陸作業等に役立つと云える。

仮称：A 流域レンジャー防災センター

B 淀川レンジャー十三流域センター

C 淀川レンジャー汽水域流域センター

当初は、N . P . Aとして立ち上げる。

淀川ネイチャークラブ、十三あたりわてらの集い、淀の会、地域青少年団、婦人部、各種スポーツ団体、商店街、若旦那

基地として A 大阪府立北野高等学校旧校会

B 大阪市立木川南小学校の敷地建物を対象とする

理由：淀川河川近く、展開し易い場所、大阪府・大阪市教育委員会の了解も得易い、既に担当窓口人事も定められている

流域センター設置予定地 約 15ヶ所

名張地区、今津（北湖）、長浜・彦根、日吉・亀岡地区、木津地区、南郷・大津、宇治地区、びわ湖大橋、嵐山地区、三川合流、三川合流（大山崎）、三川合流、枚方本部（長柄大堰、鳥飼大橋、城北地区）、鴨川（京都市内）、十三淀川地区（汽水域）=モデル

流域センター

定員の規模と何の程度の人員にするか

巡察、監視、管理、当直、日直、防犯、防災、誘導、観察、救急、事故処理、救助、教育、資材調達、保管、連絡

他地区への出勤、応援、交代要員の確保、隊員の平均比率、男女比率をどうするか

その他雑感

1. 教育関係

レンジャー部隊としての体力的要素が必要である。

10種競技（飛び、投げる、走る、背負う、泳ぐ、潜る、遠泳、登る、各種スポーツ）体力テスト

2. 高水敷のスポーツ、グラウンド、ピオトープ

汽水域では上流部と違った考えも必要である。

3. 流域センターの内部に博物館的要素を入れる。

地域的に別の建物でも良い（地域活性化も兼ねて）

世界の橋梁博物館

干潟の生物博物館

水の結晶博物館、図書館

4. 淀川、本流に流れ込む（地点での）河川の 未知なる農薬（500種）の混入

汚染の状況を 24時間体制で測定する水質研究所

5. 各河川から大阪湾に排出された汚染水が（大川、神崎川等）

淀川の毛馬大堰までどの程度の濃度で満潮の時に逆流してくるかである。人工衛星の活用が必要となる。

汽水域におこりうる、又関連することからを思いつくままに順不同に列挙してみる。

1. 台風、高潮

2. 地震、津波

3. 洪水、破堤、溢水

4. 下水道からの出水

5. 停電による排水障害

6. 部分的狭窄、ゴミ等による閉塞、排水障害

7. 上水道、高度処理地域へのテロ事件対策

8. 化学薬品、農薬等の流入

9. 高齢者、障害者の避難、中でも視力障害者、聴力障害者、発語障害者が外見的にわからない場合で問題が出る。

10. 高水敷の利用問題、時間的、空間的、季節的配分、住み分け

11. 教育との関係、環境、野鳥観察、水辺遊び

12. 舟運、遊覧船の問題、非常物資、救援物資の揚陸場

13. 水門開閉の時間、作動難易度

14. 出勤人員の配慮、確保

15. 夜間人口と昼間人口の比率

16. 流域センターの設置場所 何処に、どの程度の規模にするか具体的に

17. 給食設備

18. 非常物資の保管

19. 無線設備、光ファイバー

20. 人工衛星との関係
21. 自家発電、太陽・ソーラーシステム
22. 風速計、温度計
23. ヘリポート
24. 物資運搬リスト
25. トラック搬入路の確保、倉庫的要素、配送センターの利用
26. 送水パイプ（火災に対して）
27. 公衆便所（有料）
28. 都会の中での雨水の貯留、不水道水の再環流
29. 街中の清掃運動を河川敷清掃をつなぐ、無くなった真夏の大掃除日の再開願うものである
30. 歴史的遺跡、碑、俳人、歌人、河川功労者（島左近）、十三の渡し跡、大塚の洪水碑等、琵琶湖の感謝碑
31. その他
花火大会（約 60 万人の見物客）、十三河川敷で
駐車場管理：ファミリー広場、イベント公園
環境整備：都会でのスポーツ対応策も
あらゆる面が住み分けが大切である
時間をかけて、お互いの信頼と、話し合いが必要で、一方的な硬い否定の言葉、文章では実らないと云える。
32. 源流：厳重な管理、保存
各個人宅：生活排水の浄化管理
井戸水の測定
村落、町：不完全でも排水浄化の努力、本流への流入河川の境界部 入口 出口・汚染測定
淀川流域にかかる橋梁部を利用したの水質測定

「教育」に関して淀川レンジャー後継者づくり（将来構想）

- 1 . 流域センターに近い特定の地域から選抜する
- 2 . なるべくいざとの時に集まることが出来る居住の範囲で
- 3 . 幼年学校、中・高一環校として育て、将来の防災専門家を育てる
国立公園、環境保護官としての鉄道警察隊的要素も入れる
地方公務員、国家公務員をめざす
さすれば淀川水系流域各地からのすばらしい若者が集まってくれる。大阪府立北野高校のように
スーパー サイエンス スクールの要素を取り入れ
消防隊、救急隊、自衛隊（航空、陸上、海上）救難防災ロボット
商船大学 高速救難艇、大型病院船、10万tクラス洋上大学までつなげればと！！夢物語には終わりたくない。
- 4 . このような専門要員が制度的に育つまでは世話好きの
地域のNPOがカバーし、地域に明るい、役に立つ補助要員として採用する。
高齢者と言えども元気老人は知恵袋としての経験を顧問として生かすべきである。

送信者：	村上委員（住民参加部会）
------	--------------

頁	意見
5. 2. 1	河川形状（環境－1～環境－15） p.5
5. 2. 4	水質（環境－39～40） p.7
5. 2. 6	生態系（環境－52～62） p.8～p.9
	<p><意見：環境-1～15、39、40、52-62></p> <p>環境改善の事業を実施する際、事前調査、事業の計画、事業の実施、事後の評価それぞれのプロセスにおいて、住民の参加の機会を設け、参加意欲のある人に広く機会の存在を知らせること。特に周辺の住民や学校、事業周辺の利用者に対する広報は漏れのないようにすること。それによって河川への関心を高めることにつながり、ひいては河川管理の主体となる住民の育成に役立つ。</p> <p>環境の回復のために実施する事業であっても、必ず住民に対する告知と意見聴取を積極的に行って、よりよいアイデアの発掘や、予期せぬ問題回避をはかる。</p>
5. 2. 4	水質
p.7	<p>(1)下記の事項について、検討・実施する自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討（環境 - 38）</p> <p><意見：環境-38></p> <p>具体的な整備内容の中に、「自治体間、他省庁間の連携プロジェクトの立案、推進」を入れる。いくら調査や啓発をしても、縦割りになっている水利用のシステムや、治水・利水・水質管理がばらばらに行われている河川行政のシステムを変えない限り水質改善は不可能。</p>
5. 2. 6	生態系
p.8	<p>(1)モニタリングの実施及び生態系の評価</p> <p>事業実施前・実施中・実施後における河川環境のモニタリングの実施（環境 - 51）</p> <p><意見：環境-51></p> <p>言葉の使い方の誤り。「事業実施前」は「モニタリング」ではなく「アセスメント」ではないか？</p> <p>「事業実施前の環境調査・評価の方針」について。事業計画が生じた段階で、調査項目の設定を住民参加で行うこと。それに基づいて地域特性と事業特性に関する調査を行い、代替案の検討も住民参加で行う。淀川環境委員会への報告は、それらの議論の成果。（計画アセスから戦略アセスへ）</p> <p>事前調査やモニタリング調査には、積極的に住民の参加機会を設け、住民や子どもへの環境学習の機会として活用すること。</p>

頁	意見
5. 2. 7 景観	
p.10	<p>(1)新設・改築する治水施設などにおける周辺の景観との調和の検討と指導の実施 (環境 - 65)</p> <p><意見：環境-65> 景観については、単なる「視覚的な景観」としての評価ではなく、人間や生物などの利用の側面からの評価が必要。また、景観の評価は多様である。したがって、景観の改善は国土交通省の価値観だけで進めるのではなく、住民とともに議論する場の設定が必要。</p>
5. 2. 8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工	
p.10	<p>： ：</p> <p><u>生物の生息・生育環境に関する事前事後調査の実施</u> (環境 - 76)</p> <p><意見：環境-76> 事業計画が生じた段階で、調査項目の設定を住民参加で行うこと。それに基づいて地域特性と事業特性に関する調査を行い、代替案の検討も住民参加で行う。(計画アセスから戦略アセスへ) 事前調査やモニタリング調査には、積極的に住民の参加機会を設け、住民や子どもの環境学習の機会として活用すること。</p>
p.10	<p><u>生物に配慮した低水護岸工法の採用</u> (環境 - 68)</p> <p><意見 - 環境-68> 免罪符的な生物への「配慮」だけでは不十分。その地域の本来の河川生態系をモデルとした回復の目標を定めて、それに応じた設計が必要。そのためには、事業計画段階での地元の人からの聞き取りや住民参加での討論が必要。</p>
5. 5 利用	
5. 5. 1 水面 (利用－5) p.23	
5. 5. 3 舟運 (利用－13) p.25	
	<p><意見：利用-5、13> 利用促進の事業であっても、河川環境への悪影響や、他の利用者への悪影響が生じることがあるので、治水事業などと同じように、事前のアセスメント、計画づくりなどへの参加機会を直接関係のない住民にも提供する。</p>

頁	意見
5. 5. 2	河川敷
p.24	<p>2) 遊休施設等の対策</p> <p><u>道路又は鉄道の橋梁、水道管・ガス管その他これらに類する施設、及び水門、樋門又は樋管等で遊休施設については、占有者と協議し除却等を措置。また、河川管理施設等構造令の基準に適合していない施設については占有者と協議し改善（利用 - 7）</u></p> <p><意見：利用-7></p> <p>不要な施設についても、存在していることで問題が起きていないのであれば、放置しておいてもよいのではないかと。</p>
	<p>①地域毎に河川利用委員会（仮称）を設置（利用 - 6）</p> <p>○設置単位</p> <p><u>淀川本川、猪名川、宇治川、桂川、木津川下流、瀬田川、木津川上流、野洲川、草津川</u></p> <p><意見：利用-6></p> <p>現時点では「河川利用委員会」の設置は妥当と思われるが、将来的に「河川管理委員会」の設置を念頭におくことを明記してはどうか。環境、教育、保健福祉、農業、近隣住民等、河川にさまざまな関与をしている人同士が河川の利用や管理について協働するきっかけをつくる場が必要。</p>

4 第2回住民参加部会（2003. 3. 27 開催）までに提出された意見

頁	意見	委員名
●全体を通じて		
	<p><意見> 個別事業や工事事務所単位で個々の事例に該当する住民団体、地域組織について具体的名称をあげて流域委員会に確認を求め意見を求めること。</p>	本多
4. 河川整備の方針		
4. 1 計画策定、実施のあり方		
4. 1. 1 対象範囲		
p.3	<p><意見> 計画策定上必要となる整備上の具体例を示す必要があると思います。 (直轄河川あるなしにかかわらず、河川の縦断方向による環境保全にはその連続性が不可欠で言及の例を示す必要)</p>	田中(真)
4. 1. 2 対象期間		
4. 1. 3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	<p>関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。 <u>又、情報公開において「意志形成過程」の情報こそが必要であり、情報提供を徹底する。(文言追加)</u></p>	田中(真)
p.3	<p>関係省庁、自治体等と連携が必要となる事項については、事前に周到な調整を図るが、その中で明らかになった問題点や課題等については、広く一般に公開して、地域住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。 <u>河川にかかわってくださる市民を増やす取り組み(自然観察会、水と親しむ会、体験会、清掃作業など)を通じて河川への関心を高めていく。(文言追加)</u></p>	本多
4. 2 河川環境		
p.4	<p>また、水、土砂、生物など多様な要素が複雑に依存しながら形成されている河川環境を保全及び再生していくに際しては、常に慎重にモニタリングを行いながら、河川環境の反応を把握してフィードバックをしながら進めることとする。<u>モニタリングは、地域の特性に詳しい地域NGO、住民団体、地域組織などと連携、協働して行い、情報を共有する。(文言追加)</u></p>	本多
4. 2. 1 河川形状		
p.5	<p>縦断方向においては、生物の遡上や降下が容易にできる河川横断工作物の改築・新設を検討する。また、堤内地側の樹林帯については、生物の生息・生育環境、移動区間として重要であることから整備を実施する。<u>検討・実施に当たっては、地域の特性に詳しい住民、地域NGO、住民団体、地域組織などと連携、協働して行い、情報を共有する。(文言追加)</u></p>	本多
4. 2. 6 生態系		

p.8	固有種・在来種・希少種の保護のために、外来種の調査を継続するとともに、その駆除方法について検討する。一方、関係機関や地域住民等と連携しながら外来種対策に関し推進し、啓発活動も実施する。 <u>また、河川環境学習では、自然と触れ合ったり、自然のことを学ぶだけでなく、自分たちが河川とかかわってきた歴史や文化にも触れ、今後自分たちが川とどのようにかかわっていったら良いのかも伝え、学ぶ必要がある。(文言追加)</u>	本多
4. 3 治水・防災		
p.11	破堤による被害の回避を究極的な目標として、そのための施策に最優先で取り組むが、 <u>狭窄部上流の浸水被害、琵琶湖沿岸の浸水被害等の軽減に向けた整備を行う。</u> <u>住民意識の向上を図るため、川と触れ合う機会を作り、河川の現状や課題の理解を広げ、ライフスタイルの中で自らできることを取り組んでもらえるように進める。</u> <u>そのためにライフスタイルの普及や住民自らにできる治水・防水のメニューを検討する場を設ける。</u> 検討の場は、学識経験者だけでなく住民や主婦の参加も求める。(文言追加)	本多
4. 3. 3 地震・津波		
(2) 津波		
p.18	2) 河川内利用者に対する避難のための情報の提供を強化するとともに、沿川住民等に淀川の危険性情報を提供する。 <u>また、住環境を改善することを促進する方策を検討し、沿川住民側の自衛も促す。(文言追加)</u>	本多
4. 3. 4 維持管理等		
(2) 河川管理施設の機能保持		
2) 河川構造物等		
p.19	また、歴史・文化的価値のある河川構造物等は、地域住民と連携して保全し、後世に伝承する。 <u>保全するだけでなく、使用中のものは使用しながら保全することが大切である。</u> <u>何のために保全するののかと言う目標を明確にし、その目標を目指した、取り組みも必要である。(文言追加)</u>	本多
4. 4 利水		
(4) 水需要の抑制		
p.22	利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。 <u>また、その方策を普及啓発するための方法も合わせて検討する。</u> <u>普及に努めるシステムを構築する。</u> <u>ライフスタイルの転換を図るためのメニュー作りを住民や主婦も含めて検討する場を作る。</u> 実施するに当たってはその推進団体(住民の自主的団体)の構築も検討する。(文言追加)	本多
4. 5. 2 河川敷		
(1) 利用		

p.24	<p>しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用については個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする。</p> <p>河川でしかおこなえない取り組みを積極的に進め、本来あるべき利用を増やし、広げることで利用住民同士が考えあうことが大切である。(文言追加)</p>	本多
4. 6 ダム		
4. 6. 1 ダム計画の方針		
p.26	<p><u>ダムの計画実施について</u></p> <p>この場合の判断決定は第三機関を設置して行う。(民間人参加型) また社会的合意を形成するために住民投票による決定も必要。(文言追加)</p>	田中(真)
4. 6. 2 既設ダム		
p.26	<p>・ダムの役割やダムについて知ってもらう取り組みを強化する。</p> <p>・ダムとしてできる環境対策・環境教育を明らかにし、地域住民、地域組織と連携して取り組む</p> <p>(項目追加)</p>	本多
4. 6. 3 各ダムの整備の方針		
p.27	<p>ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。<u>住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と情報を共有しながら協働して精査、確認、検討をおこなう。また、その結果を広く流域住民に知らせる。(文言挿入)</u></p>	本多
p.27	<p>(1) 大戸川ダム</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p>⋮</p> <p><u>ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響が大きいことから自然環境への影響・改善策については、地域の特性に詳しい住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と検討できる場を持ち自然環境への負荷への改善策をより充実したものにしていく。住民団体(NGO、NPOを含む)や地域組織と情報を共有し、協働して改善策に取り組む。(最終行に文言追加)</u></p>	本多
p.27	<p>ダム計画の方針に基づき、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を民間参加のダム検討委員会等を設置し、見直す。(文言修正)</p>	田中(真)

5. 具体の整備内容		
5. 1 計画策定・推進		
5. 1. 2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
p.3	<p>地域固有の情報や知識に精通した住民団体や地域に密着した組織等から人選し、河川レンジャーとして河川・環境学習の指導等を試行的に依頼。<u>また、河川環境学習を指導する人材の育成に努め幅広く取り組みが進むことを支援する。</u></p> <p><u>河川環境学習は、地域の河川環境とふれあう活動を通じ、地域の住民や子供、環境学習指導者、河川管理者が川の現状や資源など新たな課題に気づく場でもある。</u></p> <p>河川レンジャーの活動拠点として、…</p> <p>(文言挿入)</p>	本多
5. 6. 1 既設ダム		
(4) 下流に急激な水位低下が生じないダムの運用操作の実施		
p.26	(1)下流に急激な水位低 <u>上下</u> が生じないダムの運用操作の実施	田中(真)
(6) ダム湖の水質保全対策		
p.26	<p><u>5)上流からの水質保全の実施</u></p> <p><u>森林管理者や流域住民達などとの協調により河川に流入する汚染、汚濁への対策のシステムをつくる。</u></p> <p>(項目追加)</p>	田中(真)